

令和 2 年 9 月 9 日

図書館関係の権利制限規定の見直しに関する意見

一般社団法人 日本書籍出版協会

一般社団法人 日本雑誌協会

1 絶版等資料へのアクセスの容易化について

(1) 「絶版等資料」の明確化

出版物に関する「絶版等資料」をどのように明確化するのか、またその決め方をどうするのが極めて重要です。

現行制度下では、国立国会図書館における「資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会」における合意事項に基づいて、絶版等資料を確定する運用がなされています。すなわち、同館における①入手可能性調査、公表された送信対象候補リストに対しての②事前除外手続、必要に応じて③事後除外手続を行うことによって確定されたリスト記載の資料が送信対象となっています。

また、図書のうち、コミックスについては電子書籍市場に及ぼす影響に鑑み、送信対象外とされており、また、著作物の特性や著作者の要望等に鑑み絵本も除外されています。雑誌についても、商業出版として発行されたものは送信対象外とされています。

除外基準は、①オンデマンド出版及び電子書籍市場を含む市場において流通または流通予定である場合、②資料の著作権が著作権等管理事業者により管理されている場合、③資料の著作者から送信利用の停止要請があった場合、④資料の出版者から正当な理由による停止要請があった場合、のいずれかに該当する場合と定められています。①の市場については、様々なものがありますが、限定はされておられません。

以上の合意事項及び運用については、10年近く安定的に運用されており、内容としても妥当であると考えておりますので、今回の検討の趣旨からしてもこ

れらを変更する必要はないと考えます。

ただ、上記除外手続きにおいて、国会図書館と出版者との意見の相違が生じたときにどう処理していくのか、というところについては、必ずしも明確になっているとは言えないため、出版物発行状況、在庫状況等を管理している出版社の意見を優先して判断する仕組みを明確化することが望まれます。

## (2) 送信の形態

上記の送信対象となる「絶版等資料」の範囲が現行の運用より拡大しない形で明確化されるのであれば、出版者としては送信の形態について特段の要請はありません。

## 2 図書館等でのコピーサービスの拡充

まず、本件については制度目的に合致しない、膨大な不法行為を誘引する可能性があることに注意すべきであると考えます。

現行規定における「一部分」要件や、図書館における対面でのコピー申込といったところは、たしかに利便性を一定程度減ずるものであると言えますが、そのような要件や手続が事実上不正な利用を抑制していることを看過すべきではないと考えます。

また、このようなサービス自体が、文献サービス業者や出版者著作権管理機構（J C O P Y）等の著作権等管理事業者の事業とも正面から競合し得るものです。簡便性によって利用が拡大すれば、出版物の購入に代えてこのようなサービスが急激に拡大する可能性も否めず、著作者、出版者のみならず、書店等、出版流通に現在携わっている事業者への影響も甚大であると考えます。

以上を踏まえて、各論点についての意見を述べます。

## (1) 送信の形態

遠隔地等で図書館の利用が難しいということであれば、F A X利用で足りると考えます。メール等でのデータ送信では、送信先で容易にデータの共有や複製、再利用が行われることになり、制度趣旨を大きく逸脱す

る可能性があると考えます。仮に、図書館から書籍雑誌の電子データの提供を容易に受けられるようになった場合、そのデータを流用した海賊版の作成も容易になることが懸念されます。すなわち、図書館が結果として海賊版の「手助け」をすることにもなりかねません。

(2) 補償金請求権この制度の対象が「絶版等資料」に限定されず現に書店等で流通しているものも含むものである以上、出版活動への影響は直接的かつ甚大なものになると考えられるところから、補償金制度の導入によって対応するとしたら、その補償金額は逸失利益を補填できるだけの額が必要です。仮にコピーサービスが拡大したとした場合、その対価は、出版物の販売額に準ずるものであるべきであり、また、その受益者として、著作権者のみならず明確に出版者を位置付けることが必要になると考えます。

(3) 「一部分」要件について

法文上、「一部分」とは著作物の一部分とされていることについて、今後ともそれに基づいた運用が厳格になされることが必要であります。なお、発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあってはその全部の複製が認められていますが、専門雑誌では、バックナンバーが数年に亘って書店店頭で販売されていたり、電子配信によって創刊号から一記事単位で提供されています。図書館から著作物全文が電子送信されるようになると、こういった商品は市場を全て失ってしまいます。

(4) 図書館等の範囲について

本件は、権利制限規定の拡大となるものであり、それが許容される趣旨は図書館が「公共」セクターに属するものであるという要素が大きいと考えます。そうすると、図書館等の範囲としては、現行の31条図書館から拡大することには慎重であるべきだと考えます。

(5) 適切な運用を担保するための著作権教育等

出版界としても、著作権教育等に力を入れていくべきであると考えますが、冒頭で述べたように、本件は膨大な不法行為を誘引する危険性があるものであると考えますので、単に教育・研修を充実すれば足りるというのではなく、上記のような送信形態や図書館等の範囲について適切な制限を設けることは必須であると考えます。

以 上